

# 地震津波対策施設の用地取得における租税特別措置法の特例の適用拡大について

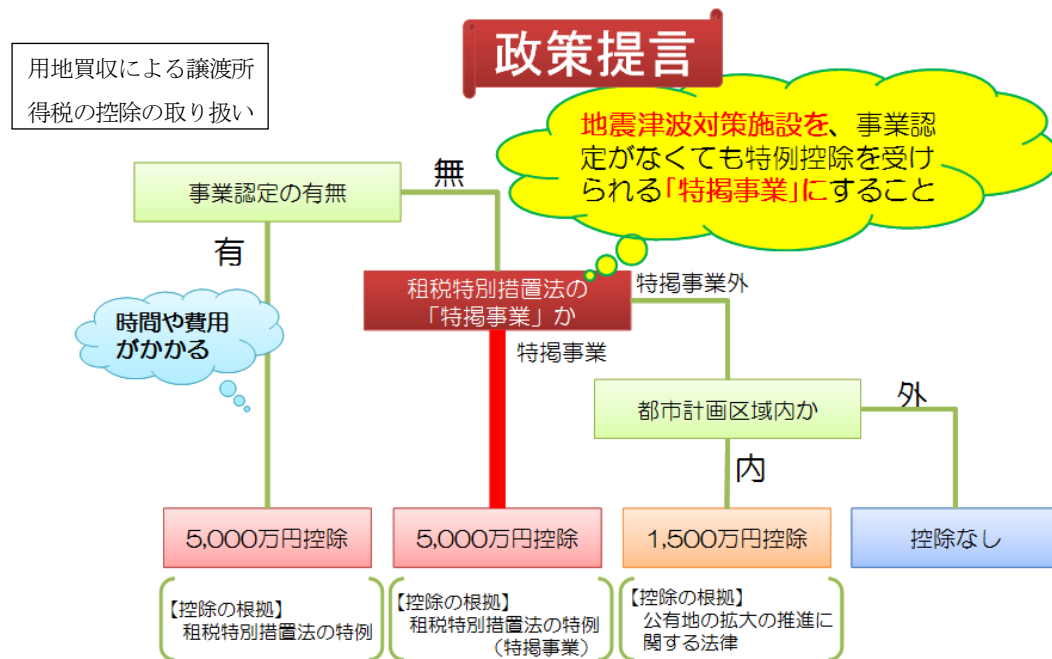
政策提言先 内閣府

## 政策提言の要旨

津波避難タワーなどの避難施設や緊急用ヘリコプター離着陸場など地震対策として整備する施設の建設用地の取得に係る租税特別措置法の特例（譲渡所得税の5,000万円特別控除）の適用拡大について

## 【政策提言の具体的内容】

南海地震対策として、津波避難タワーなどの避難施設や緊急用ヘリコプター離着陸場などの施設整備が多くの市町村で計画されています。これらの施設の用地取得に係る譲渡所得税について、租税特別措置法の特例の適用を受けるには、現行では事業認定を受ける必要がありますが、事業認定申請等には相当の時間と費用を要します。事業の迅速な実施には、租税特別措置法施行規則に規定されている「事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受けられる場合」に追加する必要があります。



## 【政策提言の理由】

○平成23年度までは市町村の所有地での整備が多かったが、平成24年度からは民有地を新たに取得する施設整備の計画が増加し、譲渡所得税の控除を活用する機会が増えたため。